

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、くろまぐろ区画漁業に係る天然種苗の活込尾数及び施設規模の制限について、次のとおり指示する。

令和5年8月21日

山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男

1 指示の内容

（1）区第6号区画漁業権

1）尾数制限

区第6号区画漁業権の漁業権者及び行使者は、区第6号区画漁業権における毎年のくろまぐろ天然種苗の活込尾数が6,000尾を超えないよう、漁場の使用を制限しなければならない。

2）施設規模制限

区第6号区画漁業権の漁業権者及び行使者は、区第6号区画漁業権におけるくろまぐろ飼育用のいけすについて、次に掲げる規模を超えないよう、漁場の使用を制限しなければならない。

ただし、いけすの総面積が46,652平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

- ①形状：長方形、一辺の長さ：85メートル×65メートル、台数：6台
- ②形状：円形、直径：50メートル、台数：4台
- ③形状：円形、直径：60メートル、台数：2台

（2）区第7号区画漁業権

1）尾数制限

区第7号区画漁業権の漁業権者及び行使者は、区第7号区画漁業権における毎年のくろまぐろ天然種苗の活込尾数が15,598尾を超えないよう、漁場の使用を制限しなければならない。

2）施設規模制限

区第7号区画漁業権の漁業権者及び行使者は、区第7号区画漁業権におけるくろまぐろ飼育用のいけすについて、次に掲げる規模を超えないよう、漁場の使用を制限しなければならない。

ただし、いけすの総面積が19,869平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

- ①形状：八角形、一辺の長さ：17.5メートル、台数：12台
- ②形状：円形、直径：30メートル、台数：3台

2 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで